

【遅延利息の率について】

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率は以下のとおりです。

適用年月日	改正内容	遅延利息の率	告示年月日番号
令和8年4月1日	「年2.5%」を「年3.0%」に改める。	年3.0%	財務省告示第54号